

原子力の透明性及び安全に関する 2006 年 6 月 13 日法 (TSN 法)
2010 年 7 月 4 日付統合版

第 I 節：総則

第 1 条

I.一 原子力安全防護は、原子力安全、放射線防護、悪意ある行為の防止と対策、並びに事故発生時の民間防衛活動によって構成される。

原子力安全とは、原子力基本施設の設計、建設、運転、停止および廃止、並びに放射性物質の輸送に関して事故の防止またはその影響の制限を目的として定められる技術的措置と組織に関する措置の総体を言う。

放射線防護とは電離放射線からの保護、すなわち、環境への影響によるものも含め電離放射線によって直接または間接的に発生する人間への有害な影響を阻止または制限することを目的とする防止とサーベイランスの規則、手順および手段の総体を言う。

原子力に関する透明性とは、原子力安全防護に関する信頼でき且つ入手可能な情報を公衆が取得できる権利を保証するために講じられる措置の総体を言う。

II.一 国は原子力安全防護に関する規制を制定し、この規制の適用を目的とする監視を行う。国は原子力事業に関わるリスク、及びこの事業が人間の健康や安全、更に環境に及ぼす影響について、公衆に情報が提供されるよう監視する。

第 2 条

I.一 電離放射線被ばくリスクを伴う事業を営む場合には、公衆衛生法典第 L.1333-1 条及び環境法典第 L.110-1 条の II 項に定める諸原則に準拠すること。

II.一 参加原則並びに汚染者負担原則に従い、原子力事業を営む者は、特に、以下の規則を遵守すること。

1° すべての人は、本法律及びその施行令が定める条件で、原子力事業に関わるリスク及びこの事業が人間の健康や安全、更に環境に及ぼす影響について、また施設からの廃液放出について、情報を得る権利を有する。

2° 原子力事業の責任者は、分析などの予防措置、並びに本法律に基づき行政機関が命じるリスクと放出を減少するための措置について、その費用を負担する。

III.一 国防に関わる原子力事業及び施設は、第 1 条及び本条項を除き、本法律の適用を受けない。コンセイユ・デタの議を経たデクレにより、対象となる施設及び事業の種類を明確にし、これらの施設及び事業に適用される情報提供及び検査義務を制定すること。これらの義務は、原子力安全と放射線防護の組織化原則と国防に関連する要件とが両立する方法で適用される。国防関連原子力施設の運転に必要で、且つその境界内に存在する機器および設備は、この施設の一部とみなされる。

国防に関わる原子力事業及び施設には環境法典の第 L.214-1 条から第 L.214-6 条までの諸規定、同法典第 V 巻、第 I 節の諸規定、並びに公衆衛生法典第 1333-4 条が定める許可又は届出制度が適用されない。

国防関連原子力施設の境界内に存在しても、その運転に必要な機器及び施設には、上記の環境法典及び公衆衛生法典の諸規定をそのまま適用すること。また、国防関連の原子力事業及び施設を管轄する機関は、これらの規定が定める個別の決定並びに監視について、行政機関と同様の権限を行使する。

第 3 条

本法律に従い、

1° 原子力安全機関の意見を受け、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより、

- a) 第 34 条に定める条件で原子力基本施設の停止及び廃棄を命じることができる。
- b) 公衆衛生法典第 I 部、第 III 巻、第 III 節、第 III 章の適用方法を決定する。
- c) 労働法典第 L.231-7-1 条、第 1 段の施行細則を決定する。

2° 原子力安全機関の意見を受け下されるデクレにより、

- a) 第 29 条に定める条件で原子力基本施設の設置を許可する。
- b) 第 29 条に定める条件で原子力基本施設の停止及び廃棄、或いは停止及び監視段階への移行を許可する。
- c) 第 29 条の X に定める条件で原子力基本施設の許可を取り下げることができる。

3° 原子力安全及び放射線防護担当各大臣は、第 12 条に定める原子力安全機関の内規を承認する。

4° 原子力安全担当各大臣は、

- a) 第 30 条に定める一般規則を決定する。
- b) 第 4 条、1° に定める原子力安全機関の技術的性格の法律決定を承認する。
- c) 第 29 条の VIII に定める原子力基本施設の指定解除に関する原子力安全機関の決定を承認する。
- d) 第 29 条の IV に定める条件で原子力基本施設の運転中断を宣告できる。
- e) 第 29 条の X に定める条件で、原子力安全機関の意見を受けた後、原子力基本施設の運転再開を承認する。

f) 緊急時を除き、第 41 条の IV に則り、原子力安全機関の決定を承認する。

5° 放射線防護担当各大臣は、第 4 条の 1° に定める原子力安全機関の技術的性格を持つ法律決定を承認する。

6° 原子力安全機関は、

a) 第 4 条の 1° に定める技術的性格の法律決定を下す。

b) 第 29 条の I に定める条件で原子力基本施設の運転開始を許可する。

c) 第 29 条の I、III、V、VI、IX 及び X、並びに第 33 条に定める条件で規則を強要することができる。

d) 第 2 条の 2° に記す耐圧機器の規制が定める個別決定を宣告する。

e) 第 35 条に定める放射性物質の輸送に関する許可又は承認を与える。

f) 第 41 条に定める決定を宣告し、措置を講じる。

g) 電離放射線を使用する医療施設及び設備の許可、並びに放射線源の保持及び輸入許可を含め公衆衛生法典第 L.1333-4 条に定める許可を交付する。原子力安全機関は、同法典の第 L.1333-5 条に定める条件で、理由を添えた決定によりこれらの許可を取り消すことができる。

第 II 節：原子力安全機関

第 4 条

独立行政機関たる原子力安全機関は、原子力安全と放射線防護の管理、並びにそれらの分野での公衆への情報提供に参加する。

この資格において、

1° 原子力安全機関は、原子力安全防護に関する規制的なデクレ（政令）案およびアレテ（省令）案について諮問を受ける。

原子力安全機関は、労働医学に関するものを除き、原子力安全或いは放射線防護に関して下されるデクレ及びアレテの施行細則を補足するため、命令の性格を持つ技術的決定を下すことができる。これらの決定の内、原子力安全に関する決定は原子力安全担当各大臣の承認を、また放射線防護に関する決定は放射線防護担当各大臣の承認を受けること。承認省令及び承認された決定は官報で公示のこと。

2° 原子力安全機関は、第 28 条において定められている原子力基本施設、これら施設のために特に設計された耐圧機器の建設と使用、放射性物質の輸送、並びに公衆衛生法典 L.1333-1 条で

定められている活動や同法典の第 L.1333-10 条に定められる者に適用される原子力安全と放射線防護に関する一般規則および特別規定の遵守を管理する。

原子力安全機関は国内領土の放射線防護に関する恒常的監視を行う。

原子力安全機関は、本法律の第 IV 節に定める原子力安全検査官、公衆衛生法典第 L.1333-17 条の 1° に定める放射線防護検査官、並びに本条項の 2° に定める耐圧機器規定適合検査担当官を、職員の中から指名する。同機関は、原子力安全と放射線防護に関する管理及び監視に参加する組織に対し、必要な承認を与える。

3° 原子力安全機関は、所管する分野の情報を公衆に提供する。

4° 原子力安全機関は、電離放射線への被ばくによって人の健康と環境に害を及ぼす可能性がある事象から生じる放射線緊急事態がフランスにおいて発生したか、またはこのような事象がフランスの領土に影響を及ぼす恐れのある場合、その緊急事態の管理に関与する。同機関は、民間防衛の近代化に関する 2004 年 8 月 13 日付法律第 2004-811 号の第 14 条及び第 15 条に定める、原子力事業に伴うリスクを考慮に入れた種々の措置を救援組織化計画の中に盛り込むため、その計画を所管する国の機関に技術的支援を提供する。

前段に記す緊急事態が発生するとき、原子力安全機関はその権限に含まれるあらゆる問題について政府を支援する。同機関は医療および保健衛生の面であるいは民間防衛に関して講じるべき措置の勧告を所管の行政機関に提出する。同機関は、緊急事態の原因である施設が同機関の管理下に置かれている場合にはその施設の安全状態について、また場合によっては環境への放出、並びにこれが人間の健康や環境にもたらすリスクについて、公衆に情報を提供する。

5° 原子力事業に関わる事象または事故が発生した場合、原子力安全機関は、輸送インフラストラクチャーとシステムの安全、技術的調査、並びに天然ガス、炭化水素および化学物質の地下貯蔵に関する 2002 年 1 月 3 日付法律第 2002-3 号が定める態様で技術調査を行うことができる。

注記：

法律第 2006-686 号の第 63 条：第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 56 条及び第 57 条の諸規定は、原子力安全機関の評議会が最初に招集される日、又は遅くとも 2007 年 3 月 31 日をもって適用開始する。

第 5 条

第 4 条の 1° に則り原子力安全機関から提出される意見書は、2 ヶ月以内に提出されない場合、承認に前向きであると見なされる。原子力安全機関に意見を求める行政機関は、緊急を要し且つその理由が妥当な場合には、この猶予期限を短縮することができる。コンセイユ・デタの議を経たデクレにより、明白な回答がなかった場合に本法律の別の規定で義務づけられる原子力安全機関の意見書が承認に前向きであると見なされることになる期限を決定すること。

第 6 条

原子力安全機関は、法律、特に環境法典第 I 卷、第 II 節、第 IV 章、並びに行政と公衆との関係改善措置に関する 1978 年 7 月 11 日付法律第 78-753 号及び諸々の行政、社会及び税務関連規定が定める守秘規則を遵守の上、評議会で議決した意見書及び決定を公表する。

第 7 条

原子力安全機関は年次活動報告書を作成し議会に提出する。議会はこれを議会の科学技術選択評価局、政府及び共和国大統領に提出する。

国民議会及び上院の関係委員会、又は議会の科学技術選択評価局の要求があれば、原子力安全機関の総裁は同機関の活動を彼らに説明すること。

第 8 条

政府、国民議会の関係委員会及び上院又は議会の科学技術選択評価局の要求を受け、原子力安全機関は自分が所掌する問題について意見書を提出したり、調査を行う。原子力安全或いは放射線防護担当各大臣の要求を受け、同機関は所掌の技術調査を行う。

注記：

法律第 2006-686 号の第 63 条：第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 56 条及び第 57 条の諸規定は、原子力安全機関の評議会が最初に招集される日、又は遅くとも 2007 年 3 月 31 日をもって適用開始する。

第 9 条

原子力安全機関は、その所管する分野での国際交渉においてフランスの立場を決定するにあたり政府に提案を行う。原子力安全機関は、政府の要請があれば、その所管する分野において、国際組織または欧州連合組織に派遣されるフランス代表に参加する。

放射線緊急事態に関する国際協定または欧州連合の規制を適用するため、原子力安全機関は第三国に対して警告と情報提供を行い、また第三国から警告と情報提供を受けるための所管機関である。

注記：

法律第 2006-686 号の第 63 条：第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 56 条及び第 57 条の諸規定は、原子力安全機関の評議会が最初に招集される日、又は遅くとも 2007 年 3 月 31 日をもって適用開始する。

第 10 条

原子力安全機関は評議会（collège）で構成され、評議会は、原子力安全と放射線防護の分野における能力に従ってデクレ（政令）により指名される5名の委員からなる。総裁を含む3名の委員は、共和国大統領から指名される。その他の2名の委員は、それぞれ1名ずつ国民議会議長と上院議長により指名される。

委員の任期は6年とする。委員のうちいずれか1名がその任期満了まで職務を務めることができない場合、その委員の後継として指名される委員が任期の残余期間その職務を務める。65歳を超えた者を委員に指名することはできない。

評議会の最初の構成として、総裁は6年を任期として指名され、共和国大統領によって指名される他の2名の委員の任期は、くじによって1名の任期を4年、他の1名の任期を2年とする。議会両院の議長によって指名される2名の委員の任期は、くじによって1名の任期を4年、他の1名の任期を6年とする。

委員の任期は延長できない。ただし、この規則は、前段の規定のいずれかの適用によって任期が2年を超えていない委員については適用されない。

委員の職務は、原子力安全機関が評議員の多数決によって認定する障害または辞任の場合、或いは第13条に定める場合を除き、任期途中で終了することができない。

但し、共和国大統領は、重大な義務違反があった場合、その評議員を解任することができる。

第11条

原子力安全機関の評議会は少なくとも3名の委員が出席しない限り、有効に議決することができない。評議会は出席した委員の多数決により議決する。賛否同数の場合、総裁の票により賛否を決する。

緊急の場合には、原子力安全機関の総裁が、また総裁が不在の場合には総裁が指名した委員が、評議会の権限に属する分野において状況に適した措置を講じる。総裁または総裁の指名した委員は、そのようにして講じられた措置を報告するため、可及的速やかに評議会を招集する。

第12条

原子力安全機関は、組織と運営に関する規則を定めるため内規を設ける。内規により、評議会が総裁に、また総裁が不在の場合にはいずれか1名の委員に権限の委任を行うための条件、並びに総裁がその署名権限を同機関の部局の職員に委任するための条件を定める。ただし、第4条の1°で定められている意見、および命令的な性格を持つ決定のいずれも、委任の対象とすることができない。

内規は、原子力安全及び放射線防護担当各大臣の承認後、フランス共和国官報において公示される。

第 13 条

原子力安全機関の評議会委員は、その職務を常勤職員として遂行する。評議会の総裁及び委員は、それぞれ、特別国家公務員職の 2 つの高等職の第 1 級及び第 2 級の俸給を受ける。

評議員は、政府その他のいかなる人もしくは機関からも指示を受けることなく、完全に公平に職務を遂行する。

評議員の職務は、いかなる職業活動、いかなる選挙による任務、その他のいかなる公的な仕事とも兼務することができない。原子力安全機関は、評議会構成員の過半数で、このような他の職務を兼務する委員の辞任を認める。

評議員は、指名を受けた後、原子力安全機関の所管する分野において保有する利害関係または過去 5 年間に保有していた利害関係を記載した申告書を作成すること。この申告書は、原子力安全機関本部に保管され、評議員が自由に閲覧することができ、変更が生じた場合には、当該の評議員が自主的に申告書を更新する。いかなる委員も、その任期中は自身の独立性或いは公平性に影響を及ぼすような利害関係を持つてはならない。

評議員は、その任期中、原子力安全機関の権限に属する問題について個人の資格において公的な立場を表明してはならない。委員は、その職務を通じて知り得た事実、行為、および情報、特に同機関の審議及び評決について、職業上の秘密を守らなければならない。

総裁は、本条から生じる義務を確実に遵守するため適切な措置を講じる。辞任とは別に、評議員が重大な義務違反を犯した場合には、その職を解くことができる。この決定は、内規が定める条件に基づき、評議会構成委員の過半数の賛成で評議会によって下される。

第 14 条

原子力安全機関に委ねられている使命を遂行するため、同機関の総裁は裁判において国の名により行動する資格を有する。

第 15 条

原子力安全機関はその総裁の権限のもとに部局を置く。原子力安全機関は、原子力安全検査と放射線防護検査の計画を立てる。

原子力安全機関は、国家公務員職の職務規定に関する 1984 年 1 月 11 日付法律第 84-16 号、第 4 条に定める条件で、現職の公務員を雇用し、契約職員を採用することができる。国に奉仕する現職公務員は、当人が合意すれば、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる方法によって原子力安全機関に出向させることができ、その場合は非常勤でも良い。

原子力安全機関は、本人の同意があれば、公施設法人職員の提供を受けることができる。

総裁は、原子力安全機関の使命を遂行するために有用なあらゆる協定を結ぶ権限を有する。

第 16 条

原子力安全機関の総裁は、2000 年度予算法（1999 年 12 月 30 日付第 99-1172 号）の第 43 条によって定められている税の支払い命令と税額の算定を国に代わって行う責任を有する。

原子力安全機関は、その使命の遂行に必要な予算を政府に提案する。また、放射線防護原子力安全研究所への国からの補助金の内、原子力安全機関の技術支援業務に対応する分について、政府から諮問を受ける。原子力安全機関と放射線防護原子力安全研究所との間で交わされる協定により、この技術支援形態を決定する。

原子力安全機関の総裁は、収入と支出の管理者である。

第 17 条

コンセイユ・デタの議を経たデクレによって、本節の施行細則、特に原子力安全機関の決定の承認手続を詳しく定めることができる。

第 III 節：原子力安全防護に関する公衆への情報提供

第 I 章：原子力安全と放射線防護に関する情報の入手権利

第 18 条

国は、原子力安全及び放射線防護の監視方法や結果について、公衆に情報を提供する責任者である。国は、特に事象或いは事故の際、国内領土外で営まれた原子力事業の国内領土における影響について情報を公衆に提供する。

第 19 条

I.一 すべての人は、原子力基本施設の事業者から、或いはその量が政令で定められた制限値を超える場合には放射性物質の輸送責任者又はこれら物質の所有者から、その活動に伴い生じる可能性のある電離放射線被ばくに関するリスク、並びに環境法典第 L.124-1 条から L.124-6 条に定める諸条件でこれらのリスク又は被ばくを防止もしくは低減するために講じられた措置について、彼らが保有する情報を、彼らが受け取ったものであれ彼ら自身が作成したものであれ、入手する権利を有する。

II.一 本条項に反する情報伝達の拒否に関する係争は、上述 1978 年 7 月 17 日付法律第 78-753 号が定める方法で行政裁判所に提起すること。

III.一 上述 1978 年 7 月 17 日付法律第 78-753 号の第 I 節、第 II 章の諸規定は、本条項に基づき伝達される情報に適用されない。

第 20 条

以下の規定を改定した：

- 1978 年 7 月 17 日付法律第 78-753 号、第 21 条（V）を改正する

第 21 条

原子力基本施設の事業者は、毎年、以下の内容を説明する報告書を作成すること。

- 一 原子力安全と放射線防護に関して講じた措置。
- 一 施設の敷地境界内で発生し、第 54 条に基づく届出義務の適用を受ける原子力安全および放射線防護に関連する事象と事故、およびそれらの拡大並びに公衆の健康と環境への影響を制限するために講じた措置。
- 一 施設から環境に放出された放射性および非放射性放出物の種類及びその測定結果。
- 一 施設の敷地に貯蔵されている放射性廃棄物の種類及び量、並びにその量を制限したり、人や環境、特に土壌や水への影響を制限したりするために講じられた措置。

報告書は原子力基本施設の衛生・安全・労働条件委員会に提出するものとし、同委員会は勧告を作成できる。勧告は広報・伝達を目的に書類に添付される。

報告書は公表され、地方情報委員会並びに原子力安全防護に関する高等情報公開委員会に提出される。

政令によりこの報告書に記載すべき情報の種類を明らかにすること。

第 II 章：地方情報委員会

第 22 条

- 2010 年 2 月 23 日付命令第 2010-177 号、第 8 条により改正

I.一 原子力基本施設を 1 つまたは複数包括するあらゆるサイトの近隣に、サイト内施設に関する原子力安全、放射線防護、並びに原子力事業が人や環境に及ぼす影響について追跡調査し、情報提供し、協議することを使命とする地方情報委員会を設置すること。地方情報委員会はその活動結果を多数の人が閲覧できる形式で広範囲に亘り報知すること。

地方情報委員会は、原子力基本施設が第 29 条に基づく設置許可の申請対象となった時点で、設置することができる。

同じ一つの地方情報委員会を近隣の複数の原子力基本施設を対象に設置することができる。また、原子力基本施設が設置されたサイトの周辺にも委員会を設けることができる。

II.一 地方情報委員会は、県議会、市町村議会或いは自治体群の議決機関及び関係する地域圏議会の代表者、県選出の議員、環境保護団体の代表者、経済的な利害関係者及び代表的な賃金労働者組合組織の代表者、医療専門家の代表者、適切な資格のある有識者で構成される。

原子力安全機関並びにその他の国の関係部局の代表者、並びに事業者の代表者は、地方情報委員会の会議に発言権を持って出席する。これらの代表者は、委員会の作業に正当な権利として参加することができる。

III.一 地方情報委員会は施設又は関係施設の境界線が存在する県の県議会議長の決定によって、また、この境界線が複数の県にまたがる場合には、関係する県議会議長の共同決定によって設置される。

県議会の議長は委員会の構成員を指名する。委員会の委員長は、県議会議長又は同議長が県議会議員の中から指名する地方議員が務める。

原子力基本施設の境界内に廃棄物除去施設又は廃棄物貯蔵施設が含まれる場合、本条に定める委員会に代わり環境法典第 L.125-1 条に言う地方情報監視委員会が設置される。

IV.一 地方情報委員会は、団体の身分を持つ法人格を持つことができる。

V.一 地方情報委員会は、その使命を遂行するため、疫学的な研究を含めた調査を専門家に依頼したり、サイト内施設からの排出又は放出に関する環境内測定或いは分析を行わせたりすることができる。

地方情報委員会は、事業者에게寄せられる要求について、第 19 条の規定に則り受領後 8 日以内に同事業者から連絡を受ける。同じ条件で、事業者は委員会に対してこれらの要求に対する回答を提出すること。

事業者、原子力安全機関、並びにその他の国の機関は、地方情報委員会の任務達成に必要なあらゆる書類及び情報を同委員会に提出する。場合によっては、本法律の第 19 条の諸規定或いは環境法典第 I 卷、第 II 節、第 IV 章及び上述 1978 年 7 月 17 日付法律第 78-753 号の諸規定がこの情報提供に適用される。

事業者は、本法律の第 54 条に定めるあらゆる事象又は事故をできるだけ速やかに地方情報委員会に知らせること。

原子力安全機関、原子力安全又は放射線防護担当各大臣は、原子力基本施設の境界周辺のあらゆる計画を委員会に諮問することができる。委員会が正式に設置されている限り、開示手続きの対象となるあらゆる計画についてこの諮問が義務づけられる。

地方情報委員会は、サイトに関係する原子力安全及び放射線防護に関するあらゆる問題を、原子力安全機関並びに原子力安全又は放射線防護担当各大臣に付託することができる。

地方情報委員会は、所掌範囲の環境、公衆衛生及び技術的リスクに関するあらゆる問題について、県の担当委員会から意見を求められることができる。

地方情報委員会および第 23 条に定める原子力安全防護に関する高等情報公開委員会は、それぞれの使命を遂行するために有用なあらゆる情報を相互に交換し、共通の情報提供活動のために協力する。

I に記す原子力基本施設を一つないし複数包括する施設の衛生・安全・労働条件委員会が指名する代表者は、必要と判断する都度、地方情報委員会に意見聴取を求めることができる。地方情報委員会もまた、彼らの意見聴取を要請することができる。

VI.一 地方情報委員会の費用は以下で賄う：

- 国、
- 地方自治体、およびそれらの集合体。

委員会が法人格を持っている場合には、国から同委員会に支給される補助金に加え、2000 年度予算法（1999 年 12 月 30 日付第 99-1172 号）の第 43 条で制定された税収の一部を同法が定める条件で受け取ることができる。

委員会の会計は、地方圏の会計検査院の監査を受ける。

VII.一 地方情報委員会は、国及び欧州機関に対して同委員会を代表するとともに、共通利害問題について委員会に支援を提供することを使命とする団体形態の連合を結成することができる。

この連合の財源は、国から交付される補助金、並びに加盟する地方情報委員会からの会費を主体とする。

VIII.一 コンセイユ・デタの議を経たデクレにより本章の施行細則を定める。同デクレは、法人格を備える地方情報委員会の規約に必ず盛り込むべき条項を決定することができる。

第 III 章：原子力安全防護に関する高等情報公開委員会

第 23 条

- 2008 年 10 月 29 日付デクレ第 2008-1108 号、第 1 条により改正

原子力安全防護に関する高等情報公開委員会（Haut-Comité pour la transparence et l'information sur la sécurité nucléaire）を設置する。

同委員会は、デクレにより 6 年の任期で指名される委員によって構成され、その人数は国会議員が 4 名、その他の職種それぞれから 5 名ずつで、内訳は以下のとおりとする。

- 1° 国民議会が指名する 2 名の代議士と上院が指名する 2 名の上院議員、
- 2° 地方情報委員会の代表者、
- 3° 環境保護団体及び公衆衛生法典第 L.1114-1 条に定める団体の代表者、
- 4° 原子力事業責任者の代表、
- 5° 代表的な賃金労働者組合組織の代表者、
- 6° 科学、技術、経済又は社会に関する能力或いは情報提供及びコミュニケーションに関する能力を理由に選定される有識者で、その内の 3 名は議会の科学技術選択評価局が、1 名は科学学士院が、そして残りの 1 名は人文・社会科学学士院が指名する、
- 7° 原子力安全機関、国の関係機関、及び放射線防護・原子力安全研究所の代表者。

高等委員会の委員長は、同委員会の委員である国会議員、地方情報委員会代表者、並びに能力を理由に選定された有識者の中からデクレによって指名される。

第 24 条

原子力安全防護に関する高等情報公開委員会は、原子力事業に関連するリスク、並びにこれらの事業が人の健康、環境及び原子力安全防護に与える影響について情報を提供し、協議を行い、議論する機関である。この資格で、同高等委員会はこれらの分野のあらゆる問題、並びに関係する検査や情報について意見を発表することができる。同様に、同高等委員会は、原子力安全防護に関する情報の入手性に関するあらゆる問題を付託され、また原子力に関する透明性を保証しないしは改善するあらゆる措置を提案することもできる。

高等情報公開委員会は、原子力安全担当各大臣、国民議会及び上院の関係委員会委員長、議会の科学技術選択評価局局长、地方情報委員会議長、或いは原子力基本施設の事業者から、原子力安全防護とその管理に関するあらゆる情報提供問題について付託を受けることができる。

第 25 条

原子力安全防護に関する高等情報公開委員会は、自らの使命遂行に必要な評価を専門家に行わせたり、公開討論会を開催したりすることができる。

高等情報公開委員会は委員会の意見を公表する。

高等情報公開委員会は年次活動報告書を作成し、これも公表する。

原子力事業の責任者、原子力安全機関、並びにその他の国の関係機関は、原子力安全防護に関する高等情報公開委員会にその使命を遂行するために有用なあらゆる書類及び情報を提供する。場合により、本法律の第 19 条の諸規定又は環境法典第 I 卷、第 II 節、第 IV 章の諸規定、並びに前述 1978 年 7 月 17 日付法律第 78-753 号の諸規定がこの情報提供に適用される。

第 26 条

原子力安全防護に関する高等情報公開委員会の使命の遂行に必要な予算は、国の予算に計上される。

原子力安全防護に関する高等情報公開委員会の委員は、原子力事業責任者の代表を除き、その就任日に、同委員会の権限の範囲内に含まれる活動を行う企業もしくは組織との直接的または間接的関係を記した申告を行い、その申告は公表される。

第 27 条

本章の施行細則は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定める。

第 IV 節：原子力基本施設と放射性物質の輸送

第 I 章：原子力基本施設と放射性物質の輸送に適用される規則

第 28 条

I. — 原子力基本施設及び放射性物質の輸送は、それが公衆の安全、健康及び衛生、あるいは自然や環境の保護にもたらしうるリスクまたは不都合を考慮して、本節諸規定の適用を受ける

II. — 原子力基本施設の事業者は、自分の施設の安全に関する責任者である。

III. — 原子力基本施設とは以下のものを言う。

1° 原子炉、

2° コンセイユ・デタの議を経たデクレが定める特性に一致する、核燃料の調製、濃縮、製造、処理又は貯蔵施設、或いは放射性廃棄物の処理、貯蔵又は処分施設、

3° 放射性物質または核分裂性物質を格納し、コンセイユ・デタの議を経たデクレが定める特性に該当する施設、

4° コンセイユ・デタの議を経たデクレが定める特性に該当する粒子加速器。

IV.一 原子力基本施設には環境法典の第 L.214-1 条から L.214-6 条の諸規定も、また同法典第 V 卷、第 I 節の諸規定も適用されない。同施設は公衆衛生法典の第 L.1333-4 条に定める許可又は届出制度の適用を受けない。

V.一 原子力基本施設の運転に必要で、本法律の第 29 条の I に基づき定められる境界内に設置されている施設と設備は、環境法典の第 L.214-2 条及び第 L.511-2 条に定めるリストの一つに含まれる何らかのカテゴリーに登録されている施設や設備を含め、その原子力基本施設の一部を成すものと見なされ、本節の規定の適用を受ける。

前段のカテゴリーの一つに登録され、原子力基本施設の境界内に設置されているその他の設備と施設は環境法典の諸規定を今後も適用され、原子力安全機関はこれらの規定が定める個別の決定及び検査に関する権限を行使する。

第 29 条

- 2010 年 7 月 12 日法律第 2010-788 号、第 240 条により改正
- 2010 年 7 月 12 日法律第 2010-788 号、第 243 条により改正

I.一 原子力基本施設の設置は許可を得なければならない。この許可は、その時点での科学的・技術的知見を考慮し、設計、建設および運転の段階で取り入れられた又は想定された技術的措置または組織に関する措置、並びに廃止措置のため、或いは放射性廃棄物貯蔵施設については VI に定める方式に従った最終的な停止後の維持及び監視のために提案されている一般原則が、第 28 条の I 項に記す利益にとってその施設がもたらすリスクもしくは不都合を予防ないし十分に制限しうるものであることを事業者が証明する場合に限り、交付することができる。この許可においては、事業者の技術的および財務的能力を考慮するものとし、その能力は、事業者が前記の利益を尊重して事業を進めることができるものでなければならず、特に、施設の廃止、およびその設置場所の原状回復、監視、および維持の費用を、また放射性廃棄物貯蔵施設については最終的な停止、維持及び監視の費用を賄うことが可能なものでなければならない。

許可は、原子力安全機関の意見を踏まえ公衆意見調査後に、デクレにより交付される。このデクレは、施設の特徴と敷地境界を定める。また、このデクレは施設の運用を開始しなければならない期限を定める。

許可デクレの適用にあたり、原子力安全機関は、第 30 条に定める一般規則を踏まえ、第 28 条の I 項に記す利益を保護する上で必要と判断する施設の設計、建設および運転に関する規定を制定する。この目的のため、同機関は、特に施設の取水並びに施設から発生する放射性物質に関する規定を必要に応じて明確にする。施設からの環境放出制限値を定める規定については、承認を受けること。

原子力安全機関は第 36 条のデクレが定める条件で施設の運転開始を許可し、第 4 条の 2° に記す耐圧機器規制が定める個別的决定を宣告する。

原子力安全機関は、許可申請を審理する間、第 28 条の I 項に定める利益の保護のため、暫定的措置を講じることができる。

II.一 以下の場合には新たな許可を得ること：

- 1° 施設の事業者が変わる場合、
- 2° 施設の境界線が変わる場合、
- 3° 施設を大幅に改造する場合。

コンセイユ・デタの議を経たデクレが定める条件での簡易手続の対象となる前段の 1° 及び 2° のケースが理由となる申請を除き、新たな許可は I に定める方式で交付される。

II bis. 一 原子力安全機関の同意が求められる施設又はその運転条件の変更計画は、施設の大幅な改造を構成するものではないにしても、取水或いは環境内放出の増大を招く可能性がある場合には、環境法典第 L.122-1-1 条に定める方式に基づく公開の対象とする。

III.一 原子力基本施設の事業者は、国際的な慣行を考慮し施設の安全再評価を定期的に行うものとする。この再評価は、施設に適用される規則に照らして施設の状況を評価し、第 28 条の I 項に定める利益に対して施設がもたらすリスクまたは不都合についての評価を更新することができるものでなければならない。特に、施設の状態、運転中に得られた経験、知見の向上、類似の施設に適用される規則を考慮すること。事業者は、原子力安全機関並びに原子力安全担当各大臣に対し、この評価の結果を記載した報告書を提出し、必要があれば、確認された異常を是正するため、または施設の安全性を改善するために講じる予定の措置も報告する。

原子力安全機関は、報告書を分析した上で、新しい技術規定を課すことができる。原子力安全機関は報告書の分析結果を原子力安全担当各大臣に伝える。

安全再評価は 10 年ごとに行われるものとする。ただし、施設の特性に基づいてそれが正当であると判断されれば、許可デクレによって別の間隔を定めることができる。

IV.一 原子力基本施設に第 28 条の I 項に定める利益を脅かす重大なリスクがあるように思われる場合、原子力安全担当各大臣は、その重大なリスクの解消に適した措置を実施するために必要な期間、その施設の運転を中断することを命じることができる。緊急の場合を除き、事業者は中断命令案について自らの見解を提出することができ、また原子力安全機関の事前の意見が求められる。

重大且つ差し迫ったリスクがある場合、原子力安全機関は暫定的な保全措置として施設の運転を中断する。同機関は原子力安全担当各大臣に即時にそれを通知する。

V.一 原子力基本施設の最終停止と廃止は、事前の許可を得なければならない。許可申請書には、停止条件、廃止措置と廃棄物管理の方法、並びに施設設置場所の監視とその後の維持に関して、その時点での科学的・技術的知見、およびサイトの停止後の利用予測を考慮して、第 28

条の I 項に記す利益にとってのリスクもしくは不都合を十分に予防ないし制限しうる措置が記載されるものとする。

許可は、原子力安全機関の意見を踏まえて、デクレにより交付される。このデクレは、廃止措置の特徴、廃止措置の実施期限、および廃止後に事業者の負担で行うべき作業のタイプを定める。

許可デクレの適用にあたり、原子力安全機関は、第 30 条に定める一般規則を踏まえ、第 28 条の I 項に記す利益を保護する上で必要な廃止措置に関する規定を制定する。同機関は、特に施設の取水並びに施設から発生する放射性物質に関する規定を必要に応じて明確にする。施設からの環境放出制限値を定める規定については、承認を受けること。

本 V 項の諸規定は放射性廃棄物貯蔵施設には適用されない。

VI. 一 放射性廃棄物貯蔵施設の最終停止と監視段階への移行は、許可を得なければならない。許可の申請書には、停止条件、廃止と廃棄物管理の方法、並びに施設設置場所の監視とその後の維持に関して、その時点での科学的・技術的知見、およびサイトの停止後の利用予測を考慮して、第 28 条の I 項に記す利益にとってのリスクもしくは不都合を十分に予防ないし制限しうる措置が記載されるものとする。

許可は、原子力安全機関の意見を踏まえて、デクレにより交付される。このデクレは、廃止措置の特徴、廃止措置の実施期限、および廃止後に事業者の負担で行うべき作業のタイプを定める。

許可デクレの適用にあたり、原子力安全機関は、第 30 条に定める一般規則を踏まえ、第 28 条の I 項に記す利益を保護する上で必要な規定を制定する。同機関は、特に、施設の取水や環境放出、並びに施設から発生する放射性物質に関する規定を必要に応じて明確にする。

VII. 一 許可は第三者の権利を条件として付与される。

事業者が土地の所有者でない場合、許可申請書には第 44 条に基づき課せられる義務を遵守する事業者の誓約書を添付すること。土地の新しい所有者にも同じ義務が課せられ、これに同意が成立しない場合には譲渡は無効とする。

VIII. 一 第 V 項の規定に則り原子力基本施設が廃止されたり第 VI 項の規定に則り監視段階に移行し、その施設が本節に定める措置の実施を必要としなくなった場合、原子力安全機関は、原子力安全担当各大臣に対し、その施設の指定解除の決定を承認するよう求める。

IX. 一 第 28 条の I 項に記す利益が脅かされる場合、原子力安全機関は、いつでも、評価を行い必要な措置を実行するよう命じることができる。緊急の場合を除き、事業者はこれに対して自分の見解を提出することができる。

本 IX 項の前段の規定は、脅威が施設の指定解除後に確認された場合にも適用される。

X. 一 原子力基本施設の設置を許可するデクレによって定められている期間内にその運転が開始しない場合、原子力安全機関の意見を踏まえたデクレにより施設の許可を終了することがで

きる。原子力安全機関は、第 28 条の I 項に記す利益を保護するため、またサイトの原状回復を確実なものとするため、許可の保有者に特別な規定を課することができる。本節で定められている管理と警護措置は、許可の終了後もその施設に適用される。

原子力基本施設が連続 2 年以上運転を中断する場合、その理由の如何を問わず、原子力安全担当各大臣は、原子力安全機関の意見を踏まえて下される命令により、その施設の運転再開を禁止すること、およびこれらの各大臣が定める期間内に施設の最終的停止・廃止許可を申請するよう事業者を求めることができる。

注記：

2010 年 4 月 23 日付デクレ第 2010-402 号、第 6 条：上述 2006 年 6 月 13 日法の第 29 条、III 項に定める条件で、事業者は 10 年に一度、施設の安全再評価を行うこと。

第 30 条

第 28 条の I 項に記す第 1 段落で指定されている利益を保護するため、原子力基本施設の設計、建設、運転、最終停止及び廃止措置、並びに放射性廃棄物貯蔵施設の最終停止、維持及び監視は、すべての原子力基本施設またはその特定の категория に適用される一般規則に従って行われる。これらの施設のため特に設計された耐圧機器の建設と使用も同様の規則に従う。これらの一般規則は、既存施設に対する特定の適用形態を規定することができ、省令によって制定される。

第 31 条

所管の行政機関は、既存施設も含めて原子力基本施設の周囲に、行政への届出または行政からの許可を必要とする土地の利用と工事の実施に関する一般利益のための地役権を設定することができる。この地役権は、原子力基本施設の指定解除または撤去後の跡地やその周囲の土地利用に関しても、同様に設定することができる。地役権は、環境法典第 L.515-8 条から第 L.515-12 条に規定する条件で、原子力安全機関の意見を踏まえ設定される。

第 32 条

以下の規定を改定した：

- 都市計画法典 — 第 L425-12 条 (V) を制定する

第 33 条

適法に運転を開始した施設は、第 28 条、III 項の 2°、3° 及び 4° の諸規定に基づき下された CONSEIL・DETA の議を経たデクレが修正された結果本節の規定の適用範囲に含まれることになった場合も、事業者がデクレ公布の翌年中に原子力安全機関に申告することを条件として、第 29 条の I 項で求められる設置許可なしに運転を継続することができる。

原子力安全機関は、第 28 条の I 項に記す利益の保護を確保するため、この施設に特別規定を課することができる。

第 34 条

本節で定める措置によって防止もしくは緩和できない重大なリスクを第 28 条の I 項に記す利益に対してもたらす原子力基本施設については、原子力安全機関の意見を踏まえて下されるコンセイユ・デタの議を経たデクレにより、停止と廃止を命じることができる。

第 35 条

原子力安全機関は、放射性物質輸送に関する許可または承認を与えたり、届出を受け付ける。

第 36 条

コンセイユ・デタの議を経たデクレにより本章の施行細則を定める。

前段のデクレは、運用開始後に本節の規定に従う施設に本節の規定を適用するための条件を詳しく定める。

同デクレは、運転期間として 6 ヶ月未満が予定されている施設の許可に用いられる簡易手続を定める。その許可は 1 回に限り更新することができる。

第 II 章：原子力基本施設従業員のリスク予防に関する役割強化

第 37 条

以下の規定を改定した：

- 労働法典 — 第 L230-2 条 (AbD) を制定する
- 労働法典 — 第 L236-1 条 (AbD) を制定する
- 労働法典 — 第 L236-2 条 (AbD) を制定する

第 38 条

以下の規定を改定した：

- 労働法典 — 第 L231-9 条 (AbD) を制定する
- 労働法典 — 第 L233-1-1 条 (AbD) を制定する

第 39 条

以下の規定を改定した：

- 労働法典 — 第 L236-10 条 (AbD) を制定する
- 労働法典 — 第 L236-2 条 (AbD) を制定する
- 労働法典 — 第 L236-2-1 条 (AbD) を制定する
- 労働法典 — 第 L236-5 条 (AbD) を制定する
- 労働法典 — 第 L236-7 条 (AbD) を制定する

第 III 章：検査と警護措置

第 40 条

I.一 原子力基本施設と放射性物質の輸送は、原子力安全規則の遵守を確保するため、監視の対象とする。この監視は、原子力安全機関が同機関の権限のもとに置かれている職員の中から指名する原子力安全検査官が行う。

原子力安全機関の職員に適用される職業倫理規則を内規で制定すること。

原子力安全検査官は、その監視の使命を遂行するため、刑法典第 226-13 条および第 226-14 条に定める条件と制裁に従い、職業上の秘密を守ることを誓約し、またその守秘義務に服する。

原子力安全検査官の権限は、第 29 条に定める設置許可の申請対象となる施設、並びに第 29 条の VIII 項或いは第 31 条に定める措置の対象となる指定解除された原子力基本施設に及ぶものとする。

II.一 原子力安全検査官はいつでも原子力基本施設に立ち入り、放射性物質の輸送活動や倉庫或いはその他の駐車施設、放射性物質の積込み及び積降ろし施設を検査することができる。以上の規定は、6 時から 21 時までの時間帯を除き、また大審裁判所所長或いは同所長がその目的で権限を付託する裁判官の許可がある場合を除き、住宅として使用されている建物部分には適用されない。検査官は管理対象となる活動または作業に使用される輸送手段にアクセスすることができる。

施設の事業者または輸送責任者に対し、遅くとも検査作業の開始時まで、その検査作業に本人または代理人が立ち会うことができることの通告が行われる。

III.一 監視及び検査という自分の使命を遂行する中で、原子力安全検査官は、あらゆる有用な文書または書類をその媒体のいかに関わらず提出するよう求め、その写しを取ることを、および現場でまたは召喚により、必要な情報及び証拠を集めることができる。

原子力安全検査官は、リストを作成し事業者がこれに署名してはじめて、書類を持っていくことができる。リストには書類の種類並びにその数を明記すること。事業者は原子力安全機関から検査結果について連絡を受ける。事業者は原子力安全機関に異議を唱えることができる。

IV.一 施設または輸送設備への立ち入りを許可する権限を有する者に連絡がつかない場合、その者が立ち入りに反対する場合、或いは立ち入りが居住区画に関係する場合、原子力安全検査官は、大審裁判所所長に対し、あるいはこの所長から委任を受けた裁判官に対し、立ち入り許可を求めることができる。管轄の大審裁判所は、その施設が設置されている管轄区域または輸送手段が置かれている管轄区域の裁判所とする。裁判官は、正式な手続を経ずにその要求の審理を担当し、急速審理によって裁定するものとし、要求書に有意義な説明がすべて網羅されているかを検証する。裁判官は、決定の根拠となった事実と権利に関するすべての状況、立ち入り場所の住所または輸送手段の名称、および立ち入り権限を認められた検査官の氏名と資格を記した、理由を付記した命令によって、立ち入りを許可する。裁判官は、管轄区域に所属する司法警察官を指名し、その司法警察官に検査官の立ち入りに同行し、裁判官にその作業の進展

を報告させる。立ち入りは、裁判官の管理下において行われ、裁判官はいつでもその作業の中断または停止を決定することができる。

V.一 原子力安全検査官は第 28 条の V 項、最終段に記す施設に対し、その施設に適用される規則を踏まえて監視を行う。この目的のため、検査官は環境法典第 L.514-5 条に定める職員に与えられる権利と特権を有する。

第 41 条

I.一 施設の事業者又は輸送責任者に課されている条件の幾つかが遵守されていない場合、原子力安全機関は、提起可能な刑事訴追とは別に、期限を限ってこれらの条件を満足するよう当事者に催告することができる。

与えられた期限内に催告に従わなかった場合、原子力安全機関は理由を付記した決定により、また当事者に異議を提出することを認めた上で、以下の措置を講じることができる。

a) これから行うべき作業の費用または講じるべき措置の費用に相当する金額を公会計官に供託するよう、当事者に強制する。この金額は事業者が命じられた作業ないし措置を実行すれば、それに応じて事業者に返済される。

b) 被催告者の費用負担により、命じた作業または措置の代執行を行う。a) に従って供託された金額は、これによって生じる支出の精算に用いることができる。

c) 施設の運転または当該の輸送作業を中断させる。この措置は、課されている条件が完全に実行された時点で、当然に解除される。

II.一 許可、承認または届出の必要な施設または作業が、その許可、その承認またはその届出が行われることなく設置、利用もしくは実施されているとき、原子力安全機関はその当事者に対し状況を正常化するよう催告する。原子力安全機関は、理由を付記した決定により、届出が行われるまで、または許可もしくは承認の申請が行われそれについての決定が出るまで、当該施設の運転または作業を中断させることができる。

当事者が状況正常化の催告に従わないか、または許可もしくは承認の申請が却下された場合、原子力安全機関は以下の措置をとることができる。

a) I 項の a) または b) において定められている規定を適用する。

b) 必要があれば、理由を付記した決定により、施設の運転または作業を停止するよう命令する。

III.一 原子力安全機関は、第 29 条の IV 項及び X (IX) 項、並びに本条の I 項及び II 項に定める封印の貼付を含めた措置を適用するために必要な暫定的措置を講じる。

IV.一 緊急の場合を除き、原子力安全機関が前段の I 項及び II 項に従って下す理由を付記した決定は、原子力安全担当各大臣の承認を得なければならない。この承認は、15 日以内、或いは

大臣から要求がある場合には1ヶ月以内に意義がなければ、取得されたものと見なされる。意義は理由付けされ、公表される。

第42条

第41条の規定の適用によって公会計官への供託が命じられた金額は、税金にも公産にも区別されない国の債権として徴収される。

この徴収のために、国は租税一般法典第1920条に規定される優先権と同じ順位の特権を与えられる。

供託措置の適用で下される収税執行命令について、行政裁判所判事に対して異議申し立てがなされるとき、行政裁判所の所長またはその所長が委任する裁判官は、この異議申し立てにもかかわらず、原子力安全機関の要請を受け、且つ請求の支えとして提出されたいかなる理由も、その時点の審理では国の決定の適法性に関して重大な疑義を生じせしめるために適切ではない場合、訴訟によって行政措置の執行を停止しないことを、急速審理の裁定で15日以内に決定することができる。

第43条

原子力安全機関が第41条のI項c及びII項、第1段の規定に基づき中断措置を命じた場合、その中断期間中、原子力基本施設の事業者或いは輸送責任者は職員に対して、それまでに職員が権利を有していたあらゆる種類の給与、手当および報酬の支払いを保証しなければならない。

原子力基本施設の事業者は、施設のサイトで作業にあたる外部企業の作業員がこの中断期間中に給与、手当および報酬の支払いを継続して受けられることを保証する契約条件を用意すること。

第44条

事業者による債務不履行がある場合、原子力基本施設の敷地として用いられる土地の所有者が本条の適用によって責任を負わなければならない義務を通告された上でその土地の利用に同意していた場合、その土地所有者に対して、所管の行政機関または原子力安全機関がそれぞれの固有の権限に従って行う理由を付記した決定により、第29条のV項、IX項もしくはX項、または第33条、第34条、第41条もしくは第42条に規定する措置をとることができる。事業者による債務不履行の後に、その原子力基本施設が存在すること、並びに本条の適用によって責任を負わなければならない義務があることを承知して、原子力基本施設の敷地の所有者となる者に対しても、同様の措置を講じることができる。

第45条

第 29 条、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 41 条、第 42 条および第 44 条に基づき下される行政決定に関する係争は、完全な権限のある管轄裁判所に付託される。決定についての判断は以下の者が行政裁判所に付託することができる。

1° 原告、原子力基本施設の事業者、輸送責任者、または第 44 条が適用される場合は土地所有者がそれぞれ決定の通知を受けてから 2 ヶ月以内に提起する。

2° 原子力基本施設の運転が人の健康と環境に及ぼす危険性を理由として第三者が、第 29 条の I 項及び II 項に定める設置許可デクレ、同条項の V 項に定める最終停止及び廃棄デクレ、或いは同条項の VI に定める監視段階移行デクレについては公示から 2 年以内に、また本条項の第 1 段に規定するその他の行政決定についてはその公示または掲示から 4 年以内に提起する。必要があれば、この 4 年の猶予期間は、施設の運用開始から 2 年間の期間の終了時まで延長される。

第 IV 章：原子力基本施設と放射性物質の輸送に適用される罰則規定

第 1 項：違反の確認

第 46 条

コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる条件に則り権限を付与され、誓約した原子力安全検査官は、本節および本節の施行のために定められる法令に対する違反を追及し確認する権限を有する。この目的のため、原子力安全検査官は第 40 条の II 項および III 項に定める権限を有し、その職務が妨げられる場合、同条の IV 項に定める手続に訴えることができる。

これらの違反の追及と確認のために行われる作業は、違反が犯されているかまたはその可能性のある管轄区域の共和国検事の権限と管理の下に置かれる。

違反は、司法警察官と原子力安全検査官の調書によって確認される。この調書は、反対の証明が為されるまで、違反の証拠となる。調書は、作成を完了してから 5 日以内に共和国検事に提出されるものとし、この期限までに提出されない場合は無効となる。調書の写し 1 部を施設の事業者または輸送責任者に渡すものとする。

第 28 条の V 項、最終段に記す設備及び施設に対して、原子力安全検査官は環境法典第 L.216-4 条、第 L.216-5 条、第 L.514-5 条及び第 L.514-13 条によって付与される権利及び特権を行使する。

第 47 条

第 III 章及び本章の諸規定に基づき、原子力安全検査官は原子力基本施設の境界内又はこれら施設の放出個所で、また放射性物質輸送装置内で、サンプルの採取を行うことができる。これらのサンプリングでは、追加分析ができるよう複数のサンプルを採取する。

第 2 項：罰則

第 48 条

I.一 以下の行為については、禁固 3 年と罰金 150,000 ユーロを科す。

1° 第 29 条に定める許可を得ずに原子力基本施設を設置または運転すること。

2° 第 33 条に記す原子力基本施設を、同条に定める申告を同条で定める期限までに行わずに運転すること。

3° 停止または中断の行政措置または裁判所決定に違反して原子力基本施設の運転を続けること。

II.一 以下の行為については、禁固 2 年と罰金 75,000 ユーロを科す。

1° 所管の行政機関による命令遵守の催告に従わずに原子力基本施設を運転すること。

2° 第 29 条の V 項または第 44 条に基づき下された、サイトの原状回復の条件を定める決定に従わないこと。

III.一 第 35 条に定める許可もしくは承認を得ずに、或いは許可又は承認の規定に違反して放射性物質を輸送した場合は、1 年の禁固と罰金 30,000 ユーロを科す。

IV.一 原子力基本施設の事業者以下に事実がある場合は、禁固 1 年と罰金 15,000 ユーロを科す。

1° 第 40 条に従い原子力安全に関する情報を行政機関に提供するように求められたにもかかわらず、それを拒否すること。

2° 第 40 条および第 46 条に則り実施される検査を妨害すること。

V.一 原子力基本施設の事業者または放射性物質の輸送責任者が第 54 条によって定められている事象または事故の届出を行わない事実がある場合は、禁固 1 年と罰金 15,000 ユーロを科す。

VI.一 原子力基本施設の事業者が第 21 条によって定められている年次報告書を 6 ヶ月以内に作成しない事実、または年次報告書の公表を妨害するかもしくは虚偽の情報をその報告書に記載した事実がある場合は、禁固 1 年と罰金 7,500 ユーロを科す。

第 49 条

第 48 条において定められている違反で有罪となった個人には以下の補充刑も科されるものとする。

1° 言い渡された決定を掲示するか、またはその決定をあらゆる適切な手段によって流布する。

2° 違反を犯すために使用された又はその予定であった物、または違反の結果生じた物を没収する。

3° 違反を犯した際の職業活動、或いは違反を犯した際に行っていた職業的活動を最長 5 年禁止する。

第 50 条

第 48 条の I 項、1° 又は 2° 、或いは同条の II 項、1° において定められている違反によって処罰が行われるとき、裁判所は以下の措置を講じることができる。

1° 施設の全部または一部について、運転の停止または中断を決定する。

2° 裁判所が定める期限内にサイトを原状に戻すよう命令する。この原状回復命令にはアストラント（罰金強制）を付加することができ、裁判所はその金額及び最長期間を決定する。

裁判所は、原状回復を事業者の費用負担により代執行することを決定することができる。その場合、これから行うべき作業の費用に相当する金額を公会計官に供託するよう、事業者に命じることができる。

第 51 条

刑法典第 121-2 条によって定められている条件に則り、法人を、本章が定める違反の刑法上の責任者であると宣告することができる。

法人に科される罰則は以下のとおりである。

1° 許可無く原子力基本施設を設置した場合、および事業者が行政措置もしくは司法措置に違反して、または第 33 条において定められている申告を行わずに運転を継続する場合は、罰金 1,500,000 ユーロを科す。

2° その他の違反については、刑法典第 131-38 条において定められている方法に従って罰金を科す。

3° 刑法典第 131-39 条の 2° 、3° 、4° 、5° 、6° 、8° 、9° において指定されている罰則を科す。刑法典第 131-39 条の 2° において指定されている禁止は、違反を犯した際の活動、或いは違反を犯した際に行っていた活動に適用される。

第 52 条

刑法典第 132-66 条から第 132-70 条までに定められている命令付き召喚の規定は、第 48 条および第 51 条を根拠とする有罪宣告に適用される。

裁判所は 1 日の延滞につき最高 15,000 ユーロの罰金強制をこの命令に付けることができる。

第 53 条

以下の規定を改定した：

- 環境法典 — 第 L142-2 条 (V) 項を制定する

第 V 章：事象または事故の発生時に適用される規定

第 54 条

原子力に関連するか否かにかかわらず、施設または輸送の安全に著しい影響が出るかもしくはその恐れがある、或いはまた深刻な電離放射線被ばくによって人、財物、もしくは環境に被害が出る恐れのある事象もしくは事故が発生した場合、原子力基本施設の事業者もしくは放射性物質の輸送責任者は、その事象もしくは事故の場所を速やかに原子力安全機関および知事に届出し、必要があれば海軍軍管区長官にも通知しなければならない。

第 V 節：雑規定

第 55 条

I. — 改正条項

II. — I 項に伴う原子力エネルギー分野の民事責任に関する 1968 年 10 月 30 日法律第 68-943 号の改正は、2004 年 2 月 12 日にパリで調印されたパリ協定の変更に関する議定書の発効と同時に適用される。

III. — II 項に定める変更の発効から 3 ヶ月で、全ての事業者又は輸送者は、それぞれの責任のうち、本法律によって改正された 1968 年 10 月 30 日付法律第 68-943 号の第 7 条、第 2 段の規定に基づき国から補償されない責任が、同法第 4 条、第 7 条、第 9 条、第 9-1 条及び第 9-2 条に定める条件でカバーされていることを証明できなければならない。

この日までに、

— 本法律によって改正された 1968 年 10 月 30 日付法律第 68-943 号の第 7 条に基づき各事業者が保険ないし他の金銭補償制度に加入し維持することが義務づけられる責任限度額は、同法第 4 条の本法律発効以前の文言で定めるレベルとする。

— 前述 1968 年 10 月 30 日付法律第 68-943 号の第 9 条は、本法律施行以前の文言のまま適用される。

第 56 条

以下の規定を改定した：

- 公衆衛生法典 — 第 L1333-14 条 (V) 項を改正する

- 公衆衛生法典 — 第 L1333-17 条 (V) 項を改正する
- 公衆衛生法典 — 第 L1333-20 条 (V) 項を改正する
- 公衆衛生法典 — 第 L1333-3 条 (V) 項を改正する
- 公衆衛生法典 — 第 L1333-4 条 (V) 項を改正する
- 公衆衛生法典 — 第 L1333-5 条 (V) 項を改正する
- 公衆衛生法典 — 第 L1337-1-1 条 (V) 項を改正する
- 公衆衛生法典 — 第 L1337-6 条 (V) 項を改正する

第 57 条

以下の規定を改定した：

- 労働法典 — 第 L231-7-1 条 (AbD) 項を改正する
- 労働法典 — 第 L611-4-1 条 (AbD) 項を改正する

第 58 条

以下の規定を改定した：

- 環境法典 — 第 L227-1 条 (V) 項を改正する

第 59 条

以下の規定を改定した：

- 防衛法典 — 第 L.1332-2 条 (V) 項を改正する

第 60 条

以下の規定を改定した：

- 1975 年 12 月 31 日法律第 75-1335 号 — 第 3 条 (V) 項を改正する
- 1983 年 7 月 5 日法律第 83-581 号 — 第 3 条 (V) 項を改正する
- 民間航空法典 — 第 L150-13 条 (V) 項を改正する

第 61 条

I. — 1. 輸送インフラストラクチャーとシステムの安全、海難、陸上または航空輸送の事故または事象に際して行われる技術的調査、並びに天然ガス、炭化水素および化学物質の地下貯蔵に関する 2002 年 1 月 3 日付法律第 2002-3 号の名称から、「海難、陸上または航空輸送の事故または事象に際して行われる」という言葉を削除する。

2. 立法及び法律規定全体の中で、上述 2002 年 1 月 3 日付法律第 2002-3 号は前段の 1 で変更した名称を使い記載する。

II. — 改正条項

第 62 条

I.－ 1917 年 12 月 19 日付法律を修正する大気汚染と悪臭対策に関する 1961 年 8 月 2 日付法律第 61-842 号を撤廃する。

II.－ 改正条項

III.－ 上記の 1961 年 8 月 2 日付法律第 61-842 号、或いはその施行のために制定された法律条文に基づき交付された原子力基本施設に関する許可及び規定は、本法律で言う許可及び規定に相当する。これらの許可及び規定は、本法律並びにその施行条文が定める条件で変更される。

原子力施設に関する 1963 年 12 月 11 日付デクレ第 63-1228 号、第 14 条の適用によって取得される権利のために運転される原子力基本施設は、本法第 33 条の規定に従う。同デクレに基づき行われる届出は、本法に従って行われる届出と同じ価値を有する。

第 63 条

第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 56 条及び第 57 条の規定は、原子力安全機関評議会の第 1 回会合の日をもって、また遅くとも 2007 年 3 月 31 日をもって適用を開始する。

第 64 条

• 2009 年 2 月 27 日付デクレ第 2009-235 号 – 第 5 条 (V) 項にて改正

第 63 条で指定されている日に、原子力安全・放射線防護総局、または産業・研究・環境各地方局の原子力安全・放射線防護部門に配属されているかまたはそれらに出向している公務員及び職員は、その日以後、同じ条件で原子力安全機関への配属、又は同機関への出向とする。これら公務員及び職員は、第 63 条に定める日以降、通常の管理条件で出身元の機関又は施設に復帰できる。

注記：

2009 年 2 月 27 日付デクレ第 2009-235 号、第 7 条：本諸規定は環境・整備・住宅地方局長の指名日、又は遅くとも 2011 年 1 月 1 日をもって各地方圏において発効する。

本デクレは、その 10 条に定めるところにより、イール＝ド＝フランス地方圏及び海外地方圏には適用されない。